

教育委員会名	宮崎県
--------	-----

**I 概要**

**1 選択したテーマ**

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	

## 2 研究の概要

- ① モデル校として医療機関が隣接する学校と医療機関が隣接しない学校を選定し、保護者の待機を解除するための検証や手続きについての検討を行った。また、緊急時対応マニュアルの見直しや検証訓練を行った。
- ② モデル校において、訪問教育学級籍の児童生徒が通学籍となる体制整備の指針検討において訪問教育学級籍か通学籍かを判断するためのフローチャート及び調査票を作成した。
- ③ 医療的ケア実施校の教員、訪問看護ステーションの所長や障がい福祉課からなる構成員により、医療的ケアガイドライン作成委員会を開催し、昨年度作成した医療的ケアガイドラインの補足修正を行った。また、市町村用、特別支援学校用それぞれについて医療的ケアのリーフレットを作成した。

## 3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

本県では、平成29年と平成30年の2年間、文部科学省事業「学校における医療的ケア実施体制構築事業」を受託し、学校に待機している保護者の負担軽減を図るため、医療的ケア運営協議会を設置し、モデル校による保護者の待機を解除するための検証や、訪問教育学級に在籍している児童のアセスメント等について検討を行った。また、医療的ケアガイドライン作成委員会を設置し、先進校視察による情報収集等を行いながら、ガイドラインの作成に取り組んだ。更に、医療的ケアの実施体制に係る意識調査を実施し、学校、保護者、看護師の意見の集約を行った。

その結果として、モデル校では、保護者の待機を解除するための細かな検証を行い、今後は保護者の待機を解除することが決まっている。また、ガイドライン作成委員会では専門的な立場からの助言や、先進校視察による情報収集により、ガイドラインの内容を充実させ、医療的ケア連絡協議会において医療的ケア実施校の管理職や保護者代表と情報を共有することができた。更に意識調査においては、医療的ケア実施校8校の教員、看護師、保護者を対象として調査を行い、学校に待機している保護者の負担を軽減するためには、看護師の配置や校内支援体制、研修が必要であるという結果を得た。これは、平成29年度も平成30年度も同じ結果となった。

しかし、課題として、ガイドラインの内容を各特別支援学校だけでなく、小・中学校でも活用できる内容に整えること、モデル校で作成した保護者の待機を解除するための確認事項や、訪問教育学級籍の児童生徒を通学籍とする場合のアセスメントについても内容の精査が必要なことが挙げられる。また、医療的ケア実施体制の充実に向けた看護師配置基準の検討や医療的ケア連絡協議会の充実、研修会の内容の充実も課題である。

そこで、課題の解決に向け、医療的ケア運営協議会の委員構成をこれまでと変えることにより、学校、医療、福祉との連携を深め、看護師配置基準の検討、研修会及び医療的ケア連絡協議会の充実を目指す。また、ガイドラインの内容を検討するとともに、小・中学校及び市町村教育委員会への啓発のためにリーフレットを作成し、送付する。

(モデル校の選定理由)

人工呼吸器を使用し、保護者が付添って学校生活を送っている児童生徒が在籍している学校である。昨年度の事業で取り組んだ内容や成果物を活用しながら検証を行うにあたり、昨年度の事例とは違う実態であることで、ガイドラインの内容の充実を図ることを目指している。

(事業の目標)

- 学校における医療的ケアの充実を目指し、保護者の付添いを解除するために必要な条件を整備する。
- 作成した医療的ケアガイドラインのホームページへの掲載や、関係機関へリーフレットを送付することにより、学校における医療的ケアへの啓発を図る。

(研究仮説)

人工呼吸器の管理等を必要とする児童生徒を含め、医療的ケアが必要な児童生徒が、より一層安全で安心な学校生活を送るため、学校、医療、福祉等が連携して医療的ケア実施体制の在り方を検討し、医療的ケアガイドラインを作成することにより、本県の医療的ケア実施事業の一層の充実を図ることができる。

(取組内容)

◆教育委員会としての取組

- モデル校の研究の進捗状況を把握し、適宜、指導・助言を行う。また、必要に応じて情報提供を行い、医療的ケア運営協議会委員から意見を聴取するなどして、研究に協力する。
- 特別支援学校医療的ケア連絡協議会において事業の報告を行い、事業への協力を得ることにより、事業内容の充実を図る。
- 医療的ケアガイドラインを作成し、ホームページに掲載する。
- 小・中学校及び市町村教育委員会等への啓発のためにリーフレットを作成し、送付する。

◆モデル校における取組

- 昨年度までの2年間で作成した保護者の付添いを解除するための確認事項等を活用し新たな事例について保護者付添い解除に向けた検討を行う。
- 家庭と学校及び福祉サービスにおける医療的ケアのスムーズな連携と役割分担の明確化について研究する。

(評価の観点及び評価の方法)

- 看護師配置の基準や、研修会の充実に向けた検討ができたか。
- 特別支援学校だけではなく、小・中学校等でも活用できるガイドラインを作成したか。
- 学校における医療的ケアの啓発のためのリーフレットを作成し、関係機関へ送付できたか。

#### 4 事業を通じて得られた主な成果

保護者の待機を解除するための研究については、対象児童生徒の発達段階を考慮しながら段階的に検証するとともに、医療機関の隣接していない学校における保護者の待機解除についても検討することで、保護者待機解除の指針について多面的に検討することができた。

訪問教育学級から通学籍になるための研究では、訪問教育学級籍と通学籍を判断するためのフローチャートを作成した。

医療的ケアガイドラインについては、専門的な立場からの助言及び先進校視察による情報収集により、内容を修正し、更に充実させることができた。

#### 5 課題と今後の方策

医療的ケアガイドラインは、あくまで現時点での内容の整理であり、児童生徒、保護者のニーズと今後の社会情勢等も踏まえ適宜修正が必要である。

次年度以降、医療的ケアに係る会議の構成を変更するが、今年度に引き続き医師会との連携を継続し、医療との連携を一層深めるとともに、医療的ケアについての諸課題を検討していく。また、医療的ケアガイドラインの適宜修正を行うとともに、医療的ケアリーフレットを始め、小・中学校及び市町村教育委員会等への啓発も行う。